

お問い合わせ一覧

(一般貨物自動車運送事業の経営許可申請、譲渡譲受・合併・分割・相続認可申請にかかるもの)

作成者: 関東運輸局 自動車交通部 貨物課

※本回答は、関東運輸局管内におけるものとなり、他の運輸局と回答・取扱いが異なる場合もございます。関東以外の運輸局への申請については、管轄する運輸局へお問い合わせください。

No.	質問種類	質問	回答																
1	申請の必要性	トラックで荷物を運ぶ事業を考えていますが、どういった場合に許可が必要になるのか教えてください。	<p>《一般貨物自動車運送事業》 他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。)を使用して貨物を運送する事業を行う場合は、一般貨物自動車運送事業の許可が必要となります。 許可が必要なケースとして、国土交通省HPにて許可等の手続照会事案を公開しておりますのでご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/appli/file000016.html</p> <p>《貨物軽自動車運送事業》 他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。)を使用して貨物を運送する事業を行う場合は、貨物軽自動車運送事業の経営届出が必要となります。</p>																
2	申請の必要性	譲渡譲受の申請について、事業の一部譲渡でも申請は可能ですか。	貨物自動車運送事業の譲渡譲受認可申請は、運送事業の全部を譲渡する場合に限られます。																
3	申請の必要性	合併を予定していますが、どういった場合に合併の認可申請が必要になりますでしょうか。	<p>認可申請が必要な場合及び法令試験の受験が必要な場合については、以下の例をご参照ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>合併法人</th> <th>被合併法人</th> <th>認可の必要性</th> <th>法令試験の受験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許可あり</td> <td>許可あり</td> <td>必要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>許可あり</td> <td>許可なし</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>許可なし</td> <td>許可あり</td> <td>必要</td> <td>必要</td> </tr> </tbody> </table>	合併法人	被合併法人	認可の必要性	法令試験の受験	許可あり	許可あり	必要	不要	許可あり	許可なし	不要	不要	許可なし	許可あり	必要	必要
合併法人	被合併法人	認可の必要性	法令試験の受験																
許可あり	許可あり	必要	不要																
許可あり	許可なし	不要	不要																
許可なし	許可あり	必要	必要																
4	申請の必要性	分割を予定していますが、どういった場合に分割の認可申請が必要になりますでしょうか。	<p>認可申請が必要な場合及び法令試験の受験が必要な場合については、以下の例をご参照ください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>分割法人</th> <th>承継法人</th> <th>認可の必要性</th> <th>法令試験の受験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許可あり</td> <td>許可あり</td> <td>必要</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>許可あり</td> <td>許可なし</td> <td>必要</td> <td>必要</td> </tr> <tr> <td>許可なし</td> <td>許可あり</td> <td>不要</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table>	分割法人	承継法人	認可の必要性	法令試験の受験	許可あり	許可あり	必要	不要	許可あり	許可なし	必要	必要	許可なし	許可あり	不要	不要
分割法人	承継法人	認可の必要性	法令試験の受験																
許可あり	許可あり	必要	不要																
許可あり	許可なし	必要	必要																
許可なし	許可あり	不要	不要																

お問い合わせ一覧

(一般貨物自動車運送事業の経営許可申請、譲渡譲受・合併・分割・相続認可申請にかかるもの)

作成者: 関東運輸局 自動車交通部 貨物課

※本回答は、関東運輸局管内におけるものとなり、他の運輸局と回答・取扱いが異なる場合もございます。関東以外の運輸局への申請については、管轄する運輸局へお問い合わせください。

No.	質問種類	質問	回答
5	オンライン申請	経営許可申請や譲渡譲受・合併・分割・相続認可申請はオンラインで申請することはできますか。	「e-Gov電子申請サービスサイト」から申請が可能です。なお、事前にオンライン申請の利用登録が必要となります。申請方法等は国土交通省HPをご確認ください。 https://www.mlit.go.jp/jidousha/jidousha_tk3_000132.html
6	提出部数	経営許可申請書や譲渡譲受・合併・分割・相続認可申請書は何部提出すればよいでしょうか。 登記簿謄本など原本が必要な書類は何部必要でしょうか。	提出用2部+お控えの計3部をご提出ください。 提出用の1部に原本を添付いただき、残り2部については写しの添付で構いません。
7	提出先	経営許可申請を行いたいのですが、申請書はどこに提出すればよいでしょうか。	営業所の所在地を管轄する各都県の運輸支局の輸送(貨物)担当にご提出ください。
8	申請方法	経営許可申請書や譲渡譲受・合併・分割・相続認可申請書の提出については、郵送等で提出することも可能でしょうか。	郵送等で申請書を送付する場合についても受付いたします。なお、申請書を送付する場合、受付日は発送日ではなく、運輸支局に到着した日付となりますのでご注意ください。 また、受付後は1部控えを返送しますので、返信用封筒も併せて同封してください。
9	申請方法	経営許可申請書や譲渡譲受・合併・分割・相続認可申請を提出する際に、手数料などの申請代金は発生しますか。	申請の際に手数料等は発生いたしませんが、許可になった際は、登録免許税法に基づき12万円の登録免許税を納付いただくことになりますので予めご了承ください。なお、譲渡譲受・合併・分割・相続の認可については、登録免許税は発生いたしません。
10	法令試験	法令試験を受験するには、どのように申し込みばよいでしょうか。	経営許可申請を支局に提出すると、自動で受験申し込みとなります。 その後、法令試験日の約2週間前に「法令試験実施通知書」を経営許可申請書表紙に記載された申請者住所に送付いたします。
11	法令試験	法令試験の開催場所と日時を教えてください。	法令試験の開催場所は、関東運輸局(神奈川県横浜市中区)となります。 開催日は、関東運輸局HPに年間スケジュールを掲載しています。 https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/kamotu/kamotu_jigyoukaisi/hourei_shiken.html ※具体的な開催場所や開催日時は、申請者住所に送付される「法令試験実施通知書」をご確認ください。

お問い合わせ一覧

(一般貨物自動車運送事業の経営許可申請、譲渡譲受・合併・分割・相続認可申請にかかるもの)

作成者: 関東運輸局 自動車交通部 貨物課

※本回答は、関東運輸局管内におけるものとなり、他の運輸局と回答・取扱いが異なる場合もございます。関東以外の運輸局への申請については、管轄する運輸局へお問い合わせください。

No.	質問種類	質問	回答
12	法令試験	法令試験にはどのような問題が出ますか。 どのように勉強すればよいですか。	出題範囲及び設問形式等は、関東運輸局HPにある公示基準の項目3.に記載しております。 公示基準↓ https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/kamotu/kamotu_jigyoukaisi/date/sikenkouji.pdf 関東運輸局HPに過去に出題された問題及び解答を公開しておりますので、ご参照ください。 過去の問題及び解答↓ https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/kamotu/kamotu_jigyoukaisi/hourei_shiken.html
13	法令試験	法令試験の受験者の指定はありますか。 法令試験は会社の代表取締役しか受験できないですか。	当局から受験者の指定はいたしませんが、申請者が自然人(個人事業主)である場合は申請者本人となります。申請者が法人である場合は、許可(認可)後、申請する事業に専従する常勤役員の方が受験者となります。
14	法令試験	通知を受けた法令試験日に、他の予定が入ってしまい受験できません。試験日を変更することはできますか。	試験日の変更はできません。 法令試験は1申請につき、2回まで受験が可能となりますので、1回目の試験が欠席(未受験)となった場合、不合格扱いとなります。次回の試験を受験いただくことができます。2回目の試験を受験できなかつた場合は、同じく不合格扱いとなり、申請については、取り下げていただくことになりますのでご注意ください。
15	法令試験	法令試験の合否の発表はいつ頃になりますか。 法令試験を受験しましたが、点数や間違えた箇所は教えてもらえますか。	合否の発表については、試験日から約1週間後に書面にて通知します。 合否のみの回答となり、点数や間違えた箇所については、お教えすることはできません。
16	法令試験	一般貨物自動車運送事業者同士の合併の場合でも、法令試験の受験は必要ですか。 一般貨物自動車運送事業者同士の吸収分割の場合でも、法令試験の受験は必要ですか。	合併の場合、No.3の回答をご参考ください。 分割の場合、No.4の回答をご参考ください。
17	営業所	使用予定の営業所が市街化調整区域内にあるのですが、許可になりますでしょうか。	営業所については、農地法、都市計画法、建築基準法等関係法令に抵触していないことが必要となります。営業所がある自治体に運送事業の営業所として使用できるかご確認ください。
18	休憩・睡眠施設	睡眠施設は必ず必要ですか。	乗務員が休憩する休憩施設は必ず必要ですが、乗務員に睡眠を与える必要がない場合、睡眠施設は必要ございません。

お問い合わせ一覧

(一般貨物自動車運送事業の経営許可申請、譲渡譲受・合併・分割・相続認可申請にかかるもの)

作成者: 関東運輸局 自動車交通部 貨物課

※本回答は、関東運輸局管内におけるものとなり、他の運輸局と回答・取扱いが異なる場合もございます。関東以外の運輸局への申請については、管轄する運輸局へお問い合わせください。

No.	質問種類	質問	回答
19	自動車車庫	幅員証明書はどこで取得できますか。 道路の車道幅員は何m以上必要でしょうか。	幅員証明書は当該道路を管轄している道路管理者から取得してください。 車両制限令により通行できる車両の最大幅が決まっております。幅員証明書を取得した道路管理者に配置予定の車両が通行できるかご確認ください。
20	自動車車庫	車庫の収容について、車両の間は50cm以上空ける事になっていますが、具体的にどういう事を指しますか。	車両と車両の間、また車両と車庫の境界線から50cm以上空けて配置予定の車両を収容していただく必要があります。
21	使用車両	申請車両の所有者が、申請者と異なるのですが、申請できますか。	車両の所有者が申請者と異なる者であっても問題ございませんが、当該車両の使用権原を申請者が有している必要があります。
22	使用車両	軽トラックを一般貨物自動車運送事業の車両として申請できますか。	軽自動車や二輪車(125ccを超えるもの)については、貨物軽自動車運送事業の車両となりますので、一般貨物自動車運送事業の車両として使用することはできません。 なお、貨物軽自動車運送事業を行う場合は、営業所の所在地を管轄する各都県の運輸支局に『貨物軽自動車運送事業経営届出書』を提出いただくことになります。
23	使用車両	一般廃棄物の運送だけをしたいのですが、配置車両が5両未満でも許可になりますか。	通常、営業所に配置する車両は5両以上必要となりますが、事業種別が一般廃棄物、靈きゅう、島しょの場合については、配置する車両が5両未満となっても許可になります。この場合、運送できる営業区域、車体表示等の許可条件が別途付されることになります。
24	使用車両	靈きゅう事業で使用する自動車は、車検証上の車体の形上が『靈柩車』でないといけないと聞いたのですが、申請日時点で『靈柩車』になっていないといけないのでしょうか。	例えば申請日時点で車検証上の車体の形状が『バン』であっても、改造を行い許可後に構造変更検査を受け『靈柩車』にするということであれば問題ございません。この場合、改造等にかかった費用を申請書の資金計画に反映していただく必要がありますのでご注意ください。
25	利用運送	利用運送をする場合、保管施設は必ず必要ですか。	保管施設が無くても利用運送は行えます。利用運送で使用する保管施設がある場合は、保管施設の内容を申請書にご記載ください。
26	運行管理者、整備管理者の選任	運行管理者と整備管理者が申請日時点で未確保なのが、許可になりますか。	申請日時点で未確保であっても、確保の予定があれば許可となります。運行管理者と整備管理者の選任は必ず必要になるため、運輸開始までに運行管理者と整備管理者を確保していただくことになります。 なお、事業種別が一般廃棄物、靈きゅう、島しょとなる配置車両が5両未満の営業所については、運行管理者と整備管理者の選任義務はございません。

お問い合わせ一覧

(一般貨物自動車運送事業の経営許可申請、譲渡譲受・合併・分割・相続認可申請にかかるもの)

作成者: 関東運輸局 自動車交通部 貨物課

※本回答は、関東運輸局管内におけるものとなり、他の運輸局と回答・取扱いが異なる場合もございます。関東以外の運輸局への申請については、管轄する運輸局へお問い合わせください。

No.	質問種類	質問	回答
27	自己資金の確認方法	自己資金の確保状況の確認に必要な残高証明書はいつの日付で取ればよいでしょうか。 預金口座が複数あるのですが、口座ごとに残高証明書を提出してもよいでしょうか。	証明日は原則申請日と同日としておりますが、同日が困難な場合は、申請日前1ヶ月以内の日付までを認めております。 申請者の口座であれば、口座ごとに残高証明書を提出いただくことは可能ですが、残高証明書の証明日は全て同日としてください。
28	自己資金の確認方法	預貯金の他に、売掛金等の流動資産を自己資金に含めることも可能でしょうか。	その他流動資産(売掛金)を自己資金に含めることができます、その場合は、残高証明書の証明日と同日付けの「見込み貸借対照表」の添付が必要となります。
29	自己資金の確認方法	残高証明書は2回提出すると聞いたのですが、いつ2回目の残高証明書を提出すればよいでしょうか。	1回目の残高証明書は申請の際に提出し、2回目の残高証明書は申請から許可(認可)までの間に関東運輸局貨物課から提出依頼のご連絡をいたしますので、連絡後に取得した残高証明書をご提出いただくことになります。
30	貸借対照表	会社を設立したばかりで決算期がまだ来ていないのですが、貸借対照表は添付しなくてもよいでしょうか。	会社設立時点の「開始貸借対照表」の添付が必要となります。
31	役員名簿、履歴書	役員名簿や履歴書の様式は決まっていますか。	任意の様式で作成いただいて構いませんが、関東運輸局HPに掲載している経営許可申請書の様式内にひな形がございますのでご活用ください。